

## 横浜市親子関係形成支援事業実施要綱

制 定 令和7年2月28日（局長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的として実施する横浜市親子関係形成支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

### （実施主体）

第2条 事業の実施主体は、横浜市とする。ただし、事業の一部又は全部を、市が事業を適切に実施できると認めた事業者に委託することができるものとする。

### （事業内容）

第3条 事業の内容は、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を実施するものとする。

### （対象）

第4条 事業の対象者は、市内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）親子の関係性やこどもとの関わり方等に不安を抱える18歳未満のこどもの保護者
- （2）児童福祉法（昭和22年法第164号）第6条の3第5項に規定する保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者
- （3）児童福祉法第6条の3第8項に規定する保護者に監護させることが不相当と認められる児童の保護者
- （4）前号に掲げるもののほか、本事業の利用が特に必要と認められる者

### （事業の実施方法）

第5条 事業の実施方法は次のとおりとする。

- （1）定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施する。
- （2）プログラムは、最低4回以上の連続講座とし、各回90分から120分程度とする。
- （3）利用者の家庭に未就園児がいる場合は、別室等にて保育士等による預かり保育の実施に努めること。

### （費用負担）

第6条 利用者の費用負担は、無料とする。

### （実施報告）

第7条 本事業を受託した事業者は、事業を実施した場合、各回速やかに横浜市親子関係形成支援事業実施報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### （実績報告）

第8条 本事業を受託した事業者は、事業完了後、直ちに横浜市親子関係形成支援事業実績報告書（様

式第2号)を市長に提出しなければならない。

(守秘義務)

第9条 本事業に従事する者は、業務上知り得た本事業の対象者又はその家族の個人情報及び秘密を保護し、正当な理由なくこれを漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は、別に定める。

附則 (令和7年2月28日こ権第4103号)

1 この要綱は令和7年2月28日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

横浜市長

事業者名

親子関係形成支援事業実施報告書

次のとおり、親子関係形成支援事業を実施しましたので報告します。

記

1 実施日 月 日

2 利用者数 人

3 利用者詳細

	氏名	特記事項（参加時の様子等）
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

横浜市長

事業者 住所  
代表者氏名  
電話番号

親子関係形成支援事業実績報告書

標記の件について、親子関係形成支援事業実施要綱第8条の規定により、下記の通り報告します。

記

1 報告事項

2 添付資料等